

令和3年10月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和3年10月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年10月7日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室 1
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第31号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について  
議案第32号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
議案第33号 令和3年度市川市教育委員会教育功労者の決定について  
議案第34号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について  
議案第35号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について  
議案第36号 市川市いじめ防止対策委員会委員の解嘱及び委嘱について
  - 5 その他
  - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第31号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について  
議案第32号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
議案第33号 令和3年度市川市教育委員会教育功労者の決定について  
議案第34号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について  
議案第35号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について  
議案第36号 市川市いじめ防止対策委員会委員の解嘱及び委嘱について
  - 2 その他 (1) 「令和3年度全国学力・学習状況調査」市川市の調査結果について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子

委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀

## 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	新部	操
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
社会教育課長	荒井	義光
義務教育課長	藤井	義康
学校安全安心対策担当室長	河部	純
指導課長	野口	敏樹
保健体育課長	河合	滋

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主 査	新田	伸子

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和3年10月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。

本日の議事のうち、議案第33号「令和3年度市川市教育委員会教育功労者の決定について」ですが、市川市公文書公開条例第8条第1項第1号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

## ○平田史郎委員

かしこまりました。よろしく願いいたします。それでは、「議案」に入ります。議案第31号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第31号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。本案件は、令和3年11月3日に学習交流施設市本の供用が開始されること及び11月30日をもって中央公民館の供用が廃止されることに伴いまして、新たに学習交流施設市本の事務分掌を加える等の改正を行う必要がありますことから、規則の一部改正につきまして提案させていただくものでございます。議案の2ページ及び3ページについてご説明いたしますが、新旧対照表を参考資料として記載しておりますので、4ページ及び5ページをご覧ください。第3条第3項におきまして、生涯学習部社会教育課に所属する組織といたしまして中央公民館を削るとともに学習交流施設市本を加えております。また第5条第1項におきまして、社会教育課の事務分掌といたしまして「学習交流施設市本に関すること」を加えるとともに、同条第3項におきまして学習交流施設市本の事務分掌を規定するなどの改正を行うものでございます。規則の施行日は、学習交流施設市本に係る改正につきましては令和3年11月3日、中央公民館に係る改正につきましては12月1日でございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第32号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第32号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、ご説明いたします。議案の7ページをお願いいたします。本案件は、令和3年11月3日に学習交流施設市本の供用が開始されること及び11月30日をもって中央公民館の供用が廃止されることに伴いまして、新たに個別専決事項を加える等の改正を行う必要がありますことから、規程の一部改正につきまして提案させていただくものでございます。議案の8ページ及び9ページをお願いいたします。第2条第15項におきまして館長の定義から中央公民館長を削除するものでございます。また別表第2第4項におきまして、社会教育課に関する個別専決事項といたしまして、学習交流施設市本の管理に関することを社会教育課長の専決とするものでございます。規程の施行日は、学習交流施設市本に係る改正につきましては令和3年11月3日、中央公民館に係る改正につきましては令和3年12月1日でございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。それでは、特に質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議題第34号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第34号「市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」、ご説明いたします。議案の11ページをお願いいたします。本案件は、令和3年9月議会におきまして市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例が可決され、公布されたことに伴いまして、当該条例の施行に関し必要な事項を定める必要がありますことから、規則の制定につきまして提案させていただくものでございます。議案の12ページをお願いいたします。第2

条におきまして職員の配置について規定しております。また第3条におきまして、本施設の目的であります利用者間の交流やコミュニティの形成を促進するためソーシャル・ネットワーキング・サービスいわゆるSNSを広く活用していきますことから、その運用について規定しております。規則の施行日は、本施設の供用開始日であります令和3年11月3日でございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは今のご説明に、質疑がある方いらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続けて、議題第35号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○義務教育課長

義務教育課長です。議案第35号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について」ご説明いたします。議案の13ページをご覧ください。本議案は、指定学校変更制度等の見直しにあたり、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ意見を求めることについて、ご審議いただくものでございます。それでは、議案の14ページをご覧ください。諮問書案でございます。諮問理由を読み上げさせていただきますので、若干お時間をいただきます。本市では、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則第2条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。一方、児童生徒の具体的な事情に対応するため、同規則第3条において、一定の条件に該当する場合には、保護者からの申請により指定された学校を変更することができる指定学校変更制度を定め、通学区域の弾力的運用を実施しています。また、通学区域変更等に伴う経過措置として、特定の地域に居住する者に適用される学校選択制を導入しています。本市では、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、通学区域の見直しを進めておりますが、併せて、児童生徒の具体的な事情や地域の実情に即して就学すべき学校を指定することができるようにするため、指定学校変更制度等の見直しについて、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会の意見を求めるものです。お手元の議案15ページは、参考資料「市川市の指定学校制度等の見直しに向けて」となっております。こちらの資料の一番下右側でございます、既存の学校の指定学校変更申請に係る許可基準について見直しを進めていくという部分は、4項目の視点から考えるものとしております。庁内で協議したところ、建替え後の学校と既存の学校について、見直しの視点は同じ方がいいのではないかという意見がございました。今後

の通学区域審議会におきましては、既存の学校につきましても、「通学の安全」、「学校生活の安全」、「小・中一貫教育の推進」という3視点から見直しを進めていくという資料に変更させていただき、提案させていただくものでございます。説明は以上でございます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議題第36号「市川市いじめ防止対策委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

学校安全安心対策担当室長です。議案第36号「市川市いじめ防止対策委員会委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明をいたします。17ページをお願いいたします。本案件は、市川市いじめ防止対策委員会委員を委嘱している委員より、辞任の申し出がありましたことから、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第10条第1項に基づき、委員候補として1名を選出しましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、10月定例教育委員会の議案として提出するものでございます。解嘱委員及び委嘱委員につきましては議案の18ページの通りでございます。任期につきましては、同条例第10条第3項の規定により前任者の残任期間とし、令和5年6月3日までとなります。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、「その他」に入ります。その他(1)『令和3年度全国学力・学習状況調査』市川市の調査結果について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。『令和3年度全国学力・学習状況調査』市川市の調査結果について」ご説明いたします。議案19、20ページ「その他(1)指導課」をお願いいたします。今年度、実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果が8月31日に公表されました。市川市の平均正答率を全国と比較しますと、中学校の数学が若干下回ったものの、小学校の国語、算数と中学校の国語は上回りました。市川市全体

の教科ごとの平均正答率は市のホームページにも掲載しています。各学校の結果の公表につきましては、各学校の序列化や過度な競争につながらないようにするため、市川市では、学校ごとの平均正答率は非公開としています。今後、市教委としては、ホームページにて、各教科の結果や課題、児童生徒質問紙の結果概要等を掲載する予定です。また、各学校では、千葉県の分析ツールを活用した調査結果の分析・目標設定・改善・検証を進めていきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。

続きまして、非公開の審議に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、議案第33号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長・参事、教育総務課長、義務教育課長、指導課長、保健体育課長以外の方は退席してください。

これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

○教育総務課長

それでは、議案を配付してください。

○教育長

議事を再開いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、議案第33号「令和3年度市川市教育委員会教育功労者の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第33号「令和3年度市川市教育委員会教育功労者の決定について」、ご説明いたします。別冊議案の1、1ページをお願いいたします。教育功労者表彰は、本市における教育、学術又は文化の振興等に関し、特に功績の顕著であった方を教育委員会が表彰をするものでございます。今年度の表彰候補者につきましては、市川市教育委員会教育功労者表彰規程第6条の規定により、先に「表彰候補者選考委員会」において選考しております。本日は、これらの表彰候補者につきましてご審議いただき、同規程第7条の規定により、表彰者を決定していただくものでございます。2ページをお願いいたします。表彰候補者名簿でございます。今年度の表彰候補者は、15名でございます。内訳といたしましては、学校の教職員が11名、学校医等が4名であります。3ページをお願いいたします。これ以降は、各表彰候補者の功績調書となります。それでは、名簿順に表彰候補者の概略についてご説明いたします。3ページの、市川小学校、校長、蜂須賀久幸様は、算数科教育の充実に努めるとともに、学校安全安心対策担当室及び葛南教育事務所において教職員の服務監督に尽力されるなど、本市のみならず県内における学校教育の発展に寄与されました。4ページの、国分小学校、校長、

田代邦子様は、小学校家庭科と中学校技術・家庭科の連携したカリキュラムを作成するなど家庭科教育の充実に努めるとともに、教員の家庭科教育の指導力向上に尽力され、本市学校教育の発展に寄与されました。5ページの、鬼高小学校、校長、早川淳子様は、特別支援教育の推進に努めるとともに、教育センターではICT教育推進における実施体制の構築に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。6ページの、二俣小学校、校長、新井直樹様は、算数・数学科教育の充実に努めるとともに、さわやかちば県民プラザにおいて生涯学習推進の中心的役割を担うなど、本市のみならず県内における学校教育の発展に寄与されました。7ページの、新浜小学校、校長、堀切宏様は、保健体育科教育の充実に努めるとともに、小中学校体育連盟などのとりまとめ役を歴任されるなど、本市のみならず県内の学校教育の発展に寄与されました。8ページの、塩焼小学校、校長、杉本雅彦様は、国語科、体育科教育の充実に努めるとともに、特別支援教育研究協議会理事長として、特別支援教育に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。9ページの、妙典小学校、校長、田中成志様は、体育科教育の充実に努めるとともに、「ノー残業デー・ノー部活タイム」の立案及び市内全小中学校に義務化するなど、本市学校教育の発展に寄与されました。10ページの、第四中学校、校長、川又和也様は、理科教育の充実に努めるとともに、学校教育部次長として、山積する諸課題及び議会の対応等に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。11ページの、第七中学校、校長、佐々木愁子様は、保健体育科教育の充実に努めるとともに、本市中学生海外派遣（ドイツ、ローゼンハイム）の引率を務めるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。12ページの、菅野小学校、教諭、齊藤千津様は、国語科の研究を深めるとともに、司書教諭として校内外の図書館教育の推進に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。13ページの、南新浜小学校、教諭、杉本生美様は、教育相談業務及び、通級指導教室担当者の育成と専門性の向上に努めるとともに特別支援教育の振興に貢献するなど、本市学校教育の発展に寄与されました。14ページ、行徳小学校他、学校医、渡邊邦彦様、15ページの、第八中学校他、学校医、尾林紀雄様、16ページの、大柏小学校、学校歯科医、熊倉直高様、17ページの、信篤小学校他、学校薬剤師、前野早苗様につきましては、それぞれ長きにわたり、学校医、学校歯科医、学校薬剤師として勤務され、本市の学校保健の推進と発展に寄与されました。表彰候補者の概略につきましては以上でございます。なお、本年度の教育功労者表彰式につきましては、11月18日（木）午後2時より生涯学習センターにおいて開催する予定でございます。説明は以上でございますが、個々の候補者に関するご質問につきましては、推薦所属長より答弁させていただきます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、ご意見、質疑はございませんか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

本日本日予定しておりました議事の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しいたしますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、令和3年10月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)